



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔法 律〕

○労働契約法の一部を改正する法律

(五六)

○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

(五七)

〔政 令〕

○玉軸受及び円すいころ軸受に対しても課する報復関税に関する政令の一部

を改正する政令(二〇九)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律

の施行期日を定める政令(二一〇)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令及び行政手続法

施行令の一部を改正する政令

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令

(二一一)

○ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

(二一二)

〔省 令〕

○玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の一

部を改正する省令(財務五一)

○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働一一三)

○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令(防衛一三)

〔官 庁 報 告〕

〔皇 室 事 項〕

○労 働

○労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び

関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

○除籍が滅失した件

(法務三三六、三三八)

○保安林の指定施業要件を変更する件

(農林水産一九九八、二〇〇三)

○登録基幹技能者講習の登録を行う件

(国土交通九〇一)

○無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物及び微量

ボリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件(環境一二〇)

〔国会事項〕

本号で公布された法令のあらまし

○労働契約法の一部を改正する法律(法律第五六号)(厚生労働省)

同一の使用者との間で締結された二以上の有期労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。)において同じ)の契約期間を通算した期間(二において「通算契約期間」という。)が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなすこととした。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く。)と同一の労働条件(当該労働条件(契約期間を除く。)について別段の定めがある部分を除く。)とすることとした。(第一八条第一項関係)

(二) 当該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれら契約期間のいずれにも含まれない期間(これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該いすれにも含まれない期間を除く。)において「空白期間」という。)があり、当該空白期間が六月(当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間(当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間。)において同じ。)が一年に満たない場合にあっては、当該一の有期労働契約の契約期間二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間)以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しないこととした。(第一八条第二項関係)

〔官 庁 報 告〕

〔皇 室 事 項〕

○労 働

○労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び

関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

○除籍が滅失した件

(法務三三六、三三八)

○保安林の指定施業要件を変更する件

(農林水産一九九八、二〇〇三)

○登録基幹技能者講習の登録を行う件

(国土交通九〇一)

○無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物及び微量

ボリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件(環境一二〇)

〔国会事項〕

本号で公布された法令のあらまし

○労働契約法の一部を改正する法律(法律第五六号)(厚生労働省)

同一の使用者との間で締結された二以上の有期労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。)において同じ)の契約期間を通算した期間(二において「通算契約期間」という。)が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなすこととした。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く。)と同一の労働条件(当該労働条件(契約期間を除く。)について別段の定めがある部分を除く。)とすることとした。(第一八条第一項関係)

(二) 当該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれら契約期間のいずれにも含まれない期間(これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該いすれにも含まれない期間を除く。)において「空白期間」という。)があり、当該空白期間が六月(当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間(当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間。)において同じ。)が一年に満たない場合にあっては、当該一の有期労働契約の契約期間二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間)以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しないこととした。(第一八条第二項関係)

有効労働契約の更新等

有期労働契約であつて(一)又は(二)のいずれかに該当するものの契約期間が満了する日までの間に労働者が当該労働契約の更新の申込みをした場合又は当該労働契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなすこととした。(第一九条関係)

(一) 当該有期労働契約が過去に反復して更新されたことがあるものであつて、その契約期間の満了時に当該有期労働契約を終了させることが、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に解雇の意思表示をすることにより当該期間の定めのない労働契約を終了させることが社会通念上同視されると認められること。

(二) 当該労働者において当該有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があるものであると認められること。

(三) 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合には、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(3において「職務の内容」という)、当該職務の内容及び配属の変更の範囲その他事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならないこととした。(第二〇条関係)

4 総括措置

1は、1の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、1の施行の日前の日が初日である

期間の定めのある労働契約の契約期間は、1

(一)の通常契約期間には、算入しないこととした。(改正法附則第二項関係)

検討規定

政府は、1の施行後八年を経過した場合において、1について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。(改正法附則第三項関係)

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、1、3並びに(一)及び(二)は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(法律第五七号)(環境省)

この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属等の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としたこととした。(第一条関係)

2 定義(第二条関係)

(一) 「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具(特定家庭用機器を除く)であつて、廃棄物となる場合に、効率的な収集及び運搬が可能であると認められるものとして政令で定めるものということとした。

3 定義(第二条関係)

(一) 「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具(特定家庭用機器を除く)であつて、廃棄物となる場合に、効率的な収集及び運搬が可能であると認められるものとして政令で定めたこととした。

4 定義(第二条関係)

(一) 「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具(特定家庭用機器を除く)であつて、廃棄物となる場合に、効率的な収集及び運搬が可能であると認められるものとして政令で定めたこととした。

5 再資源化事業計画の認定等(第一〇条及び第一一条関係)

(一) 使用済小型電子機器等の再資源化のための収集、運搬又は処分を他人に委託して当該事業を行おうとする者を含む)は、その事業の実施に関する計画(以下「再資源化事業計画」という)を作成し、主務大臣の認定を申請することができるとした。

6 再資源化事業計画の変更及び認定の取消し(第一六条第一項)

(一) 主務大臣は、提出された再資源化事業計画が、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資する等の要件に適合すると認められたときは、その認定をすることとした。

7 認定事業者等に係る特例(第一三条及び第一四条関係)

1は、1の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、1の施行の日前の日が初日である

3 基本方針

主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に因し、使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき取扱いに関する目標等について基本方針を定めることとした。(第三条関係)

4 責務

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に因し、国、地方公共団体、消費者、事業者、小売業者及び製造事業者の責務を定めることとした。(第四条第一項)

5 再資源化事業計画の認定等(第一〇条及び第一一条関係)

(一) 再資源化事業計画においては、使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域、再資源化事業の内容等の事項を記載しなければならないこととした。

6 指導及び助言

主務大臣は、認定事業者等に対し、必要な指導及び助言を行うものとするとした。(第一五条関係)

7 報告徴収等(第一六条第一項)

(一) 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、報告及び立入検査をさせることができるとともに、所要の罰則規定を設けることとした。

8 指導及び助言

主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に關し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会、又は協力を求めることができるものとした。

9 認定事業者等に係る特例(第一三条及び第一四条関係)

(一) 主務大臣は、再資源化事業計画に記載した認定事業者は、再資源化事業計画に記載した区域内の市町村から使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、引き取らなければならないとした。(第一二条関係)

10 主務大臣等(第一九条及び第一〇条関係)

(一) この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とすることとした。

11 施行期日等(附則関係)

(一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

12 政府

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

(三) この法律の施行に関し、登録免許税法の規定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施することができることとした。

労働契約法の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

御名 御璽

平成二十四年八月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第五十六号

労働契約法の一部を改正する法律

第一条 労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条・第十八条

に、「第十八条・第十九条」を「第十九条・第二十条」に改める。

第十七条に見出しとして「(契約期間中の解雇等)」を付し、同条第一項中「労働契約」の下に「(以下この章において「有期労働契約」という。)」を加え、同条第二項中「期間の定めのある労働契約」を「有期労働契約」に、「その労働契約」を「その有期労働契約」に改める。

第十九条を第十条とする。

第十八条第一項中「前条」を「前章」に改め、同条を第十九条とし、第四章中第十七条の次に次の二条を加える。

(有期労働契約の更新等)

日までの間に労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、使用者が当該申込みを拒絶することが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなす。

一 当該有期労働契約が過去に反復して更新されたことがあるものであつて、その契約期間の満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了させることがある、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に解雇の意思表示をする。

ることにより当該期間の定めのない労働契約を終了させることと社会通念上同視できること認められること。

二 当該労働者において当該有期労働契約の契約期間が満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があるものであると認められるこ

と。

第一条 労働契約法の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第二十条」に、「第十九条・第二十条」を「第二十一条・第二十二条

に改める。

第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とする。

第四章中第十八条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)

第二十条 有期労働契約を締結している労働者が

他の労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めがない労働契約を締結している労働者の

労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」といいう。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならない。

(有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換)

第十七条の次に次の二条を加える。

法律第五十七号

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もつて生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)第二条第四項に規定する特定家庭用機器を除く)であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 当該電子機器が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十九号)以下「廃棄物処理法」という)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次号及び第十条第三項第一号において同じ。)となつた場合において、その効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの

除く。と同一の労働条件(当該労働条件(契約期間を除く)について別段の定めがある部分を除く。)とする。

第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

下「新労働契約法」という。第十八条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日前の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、同条第一項に規定する通算契約期間には、算入しない。

第二条の規定による改正後の労働契約法(以下「新労働契約法」という。第十八条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日前の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、同条第一項に規定する通算契約期間には、算入しない。

第二条の規定による改正後の労働契約法(以下「新労働契約法」という。第十八条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日前の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、同条第一項に規定する通算契約期間には、算入しない。